

# 令和4年度 国際ビジネス人材支援事業実施業務仕様書

## 1 業務名

国際ビジネス人材支援事業実施業務

## 2 事業の目的

外国人留学生や日本に居住し市内企業に就業することを希望する外国人(以下、「外国人材」という。)や、海外分野での仕事を希望、検討している大学生などの「国際ビジネス人材」と、「国際ビジネス人材」の雇用を希望する市内に拠点を有する企業(以下、「市内企業」という。)とが、相互に交流する場を提供することで、国際ビジネス人材の道外流出を防ぐとともに、企業の海外展開活力を醸成する。

また、市内の企業に向け、海外展開や国際ビジネス人材の採用に関するセミナーを実施することで、海外展開や人材育成の重要性についての意識向上、理解促進を図る。

## 3 委託業務の内容

### (1) 交流会の開催

国際ビジネス人材と市内企業との相互交流及び情報交換の場として、交流会を開催する。

ア 主催者

札幌市

イ 開催日時・回数

令和4年7月～令和5年3月の間に2回とするが、委託者と協議のうえ決定する。

なお、午前を外国人対象、午後を日本人対象とするなど、参加しやすい工夫をすること。

ウ 参加者募集

#### (ア) 国際ビジネス人材

外国人材や海外分野の仕事を希望する日本人大学生など(以下、「参加者」という。)を中心に、累計200名以上の集客を目標とする。周知手法については提案に基づき委託者と協議のうえ決定する。

#### (イ) 市内企業

交流会に参加する企業(以下、「参加企業」という。)は、受託者が募集し、委託者と協議のうえ決定する。なお、企業の海外展開に資する外国人材や海外志向のある日本人大学生などの雇用を希望する市内企業、または海外展開や外国人材の雇用を行っている市内企業累計30社程度を目標と

する。

#### エ 開催手法

会場に集合しての「対面」または ZOOM 等を活用した「オンライン」のどちらかの手法で開催することとするが、「対面」で最低 1 回開催すること。

なお、「対面」と「オンライン」のハイブリッド開催も可とする。

#### オ 会場

札幌市内のアクセスのよい会場を手配すること。

#### カ 企業紹介資料の作成

参加企業の情報を取りまとめた資料(デジタルパンフレット等)を英語及び日本語で作成し、事前及び交流会当日に参加者が参加企業の情報をスマートフォン等で閲覧できるようにすること。

#### キ 企業との調整

交流会当日のスケジュール、企業紹介資料の掲載内容等について参加企業と調整すること。

#### ク 会場設営、撤去等

新型コロナウイルス感染症の感染防止策を行い、交流会の会場設営及び撤去を行うこと。

#### ケ 当日の運営

- ・ 交流会当日の受付、案内、参加企業・参加者の調整、進行等の一切の業務を行うこと。
- ・ 当日の受付が円滑に行われるよう、参加者は事前登録制とするが、対面参加については当日の飛び入り参加も可能とすること。
- ・ 交流会が円滑かつ安全に遂行できるよう必要なスタッフを確保すること。

#### コ 個別相談ブースの設置

参加者から就職に関する相談を受け付ける相談ブースを設置し、就職活動の進め方や履歴書の書き方などの個別相談に対応すること。

#### サ アンケートの実施

受託者は、参加企業及び参加者に対するアンケートの配布、回収を行い、アンケート結果を集計のうえ、委託者に提出すること。なお、アンケート項目は英語及び日本語で作成することとし、委託者と協議のうえ決定する。

#### シ 参加者のフォローアップ

参加者が交流した企業へ連絡を取りたい場合や、求人募集に応募したい場合に、参加者から要望があれば仲介する等、参加企業と参加者のマッチングに繋がるようフォローアップすること。

#### ス 企業に対する追跡調査

参加企業に対し、参加者の採用状況調査を、事業終了までに 1 回以上実施すること。

なお、同調査について参加企業の同意をとったうえで、交流会へ参加させること。

## (2) 企業向けセミナーの開催

市内企業の海外展開を推進するため、海外展開や人材育成の重要性についての意識向上、理解促進を図るセミナーを実施する。

### ア 主催者

札幌市

### イ 開催時期

令和4年7月から令和5年3月の間とする。回数については、提案に基づき委託者と協議のうえ決定する。

### ウ 会場

新型コロナウイルス感染症の感染防止策を行うとともに、札幌市内のアクセスのよい会場を手配すること。

なお、原則として集合セミナーとするが、新型コロナウイルス感染症の感染状況により対面での実施が困難な場合は、オンラインで実施すること。

### エ セミナーの内容

企業の海外展開、外国人材採用や人材育成の促進につながる経営者向けの内容とし、海外展開における段階、国や地域及び分野など、さまざまな視点で、効果的と思われる提案をすること。提案に基づき委託者と協議のうえ決定する。

### オ 参加者募集

市内企業の経営者とし、1回あたり20名を目標に集客すること。周知手法については、提案に基づき委託者と協議のうえ決定する。

### カ セミナー講師の選定

セミナー内容にあった講師を選定し、委託者と協議のうえ決定すること。

### キ 当日の運営

セミナー当日の受付や進行、会場の設営・撤去等の一切の業務を行うこと。

### ク アンケートの実施

受託者は、参加者に対するアンケートの配布、回収を行い、アンケート結果を集計のうえ、委託者に提出すること。なお、アンケート項目は委託者と協議のうえ決定する。

## (3) 広報活動及び広報印刷物

参加者募集のための広報活動を行うこと。国際ビジネス人材及び市内企業への周知手法については提案に基づき委託者と協議のうえ決定する。

事業を周知するためのチラシ等の広報印刷物を作成すること。

なお、広報印刷物の制作するにあたり、本市の事前校正を受けること。また、「札幌市が主催する事業」であることを明記するとともに、本市の広報印刷物だと明示するため、市政等資料番号、広報印刷物登録番号、ライラックマーク及びサッポロスマイルを掲載する必要があるため、委託者と協議のうえレイアウトを決定すること。

#### 4 事業の詳細

##### (1) 全体のスケジュール

受託者の事業実施計画書によるものとする。

##### (2) 事業全体に関わる運営体制

事業の運営体制や、事業の責任者、運営スタッフ、専従社員の人数及び他業務と兼務する社員の人数等は、受託者の事業実施計画書によるものとする。

#### 5 成果の帰属及び秘密保持

##### (1) 成果の帰属

本業務により得られた成果は、本市に帰属するものとし、本市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

##### (2) 成果物の提出について

受託者は、以下の成果物を提出すること。

###### ア 業務報告書

業務完了後、業務完了報告をし、検査を受けること。詳細については、受託後、本市と調整することとする。

###### イ 広報印刷物

###### ウ 参加者及び参加企業申込受付データ

###### エ アンケートの集計結果

##### (3) 秘密の保持

ア 受託者は、本業務に関し、本市から受領又は閲覧した資料等を本市の了解なく公表又は使用してはならない。

イ 受託者は、本業務で知り得た本市及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。

ウ 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。

また、委託者である本市が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

##### (4) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」及び「札幌市個人情報保護条例」を遵守しなければならない。

い。

また、本事業への参加者に係る個人情報の本市への提供については、必ず本人の同意を得たうえで実施することとし、個人情報を取扱う際には、別紙1に記載の個人情報取扱注意事項を守ることとする。

## 6 新型コロナウイルス感染症対策

内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」ホームページを参考とし、以下の対策等を講じること。

### (1) 密を避けるソーシャルディスタンス

交流会会場やセミナー会場のレイアウトは密になりにくいように工夫する。

### (2) 消毒等の徹底

消毒液の設置を設置し、こまめな消毒やマスクの着用を徹底させる。

## 7 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで。

## 8 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

(2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

(3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。

(4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

(5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

## 9 その他

(1) 受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。

(2) 本市は必要に応じて事業実施状況について、随時報告を求めることができる。

(3) この仕様に定めのない事項については、委託者及び受託者で協議のうえ決定すること。

(4) 受託者は、本市が成果物等を広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。

(5) 受託者は、成果物等が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当

する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に本市に無償で譲渡する。

- (6) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを本市に対して保証すること。
- (7) 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする
- (8) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、まん延防止や安全確保の観点から、本事業を中止または延期する必要があることを留意すること。  
なお、その場合の費用負担については、札幌市と受託者の双方協議のうえ決定する。
- (9) 本業務の遂行にあたって、企業及び参加者からの申込み及び問合せについては、原則として受託者が対応すること。また、クレームが発生した場合も、受託者が迅速かつ誠実な対応を行うとともに、札幌市に報告すること。

## 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。